

地域建設業経営強化融資制度にかかる債権譲渡の承諾にかかる事務手続等について

平成 22 年 4 月 1 日  
改正 平成 23 年 3 月 7 日  
改正 平成 24 年 1 月 23 日  
改正 平成 25 年 3 月 25 日  
改正 平成 26 年 3 月 28 日  
改正 平成 27 年 4 月 1 日  
改正 平成 28 年 4 月 1 日

1 対象工事

あきる野市（以下「市」という。）が地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の各号のすべてに該当する工事とする。

- (1) あきる野市契約事務規則（平成 7 年あきる野市規則第 38 号）第 50 条の規定にもとづく前金払を受けた工事であること。
- (2) 対象工事の進ちょく率が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾申請時の年度内に完了することが見込まれる工事あるいは、債務負担行為に係る工事、又は繰り越される工事で、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が 1 年未満である工事であること。
- (4) 次のアからカまでに掲げる事項に該当しないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合

イ 中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が 20 億円以下又は常時使用する従業員の数が 1,500 人以下の建設業者で、市と請負契約を締結した施工中の工事について、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤および信用を

有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成１９年度法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子記録債権という。以下同じ。）の発行および特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者（以下「組合等」という。）から転貸融資を認められる者）が契約書第４４条第１項各号に該当するため、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

エ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要とする場合  
オ 入札価格が低入札価格調査制度に係る調査基準価格未満であり、失格基準の判定の対象となった場合

カ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある場合

## 2 債権譲渡人及び債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は、融資制度を利用しようとする中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人は、融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

## 3 債権譲渡の承諾に係る事務手続等

債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次項に定める申請書類をあきる野市長に提出する。

なお、債権譲渡人及び債権譲受人は、融資制度に係る書類の提出、受理又は工事現場への立入り等の際は、身分証明書又は東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格申請を経て発行された建設工事等競争入札参加資格審査受付票を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

## 4 申請書類

前項に規定する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第１号） ３通

(2) 締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1 通

様式は、平成 20 年 10 月 17 日付け国官会第 1255 号、国地契第 34 号、国官技第 171 号、国営計第 61 号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式 3 を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達に基づくものとする。

(3) 工事履行報告書 1 通

様式は、官房課長通達に定める様式 1 を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

なお、申請日が当該月の 16 日以降である場合は、当該月の 15 日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

(4) 発行日から 3 か月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書各 1 通

(5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1 通（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。）

(6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1 通

(7) 債権譲渡通知書 1 通

様式は、平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号および国総建整第 154 号通達（以下「基本通達」という。）に定める様式 3 を準用（承諾日は記載不要）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

(8) 受付票の写し 1 通（契約締結後に債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名および使用印等の変更があった場合に提出するものとする。）

5 書類の提出先

申請書類の提出先は、あきる野市総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）とする。

なお、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して契

約管財課に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。  
但し、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式第2号）  
を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

また、申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の2週間前までとする。

## 6 出来高の確認

債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、  
工事出来高確認協力依頼書（様式第3号）を契約管財課に提出するもの  
とする。

なお、債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書等を持参  
することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

## 7 融資実行の報告

債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後1週  
間以内に連署の融資実行報告書（官房課長通達に定める様式5を準用）  
を契約管財課に提出する。

また、債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、基  
本通達記14に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、  
速やかに公共工事金融保証証書の写しを契約管財課に提出する。

## 8 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請  
負代金又は部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した  
場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、市に対し支払  
を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は市に対し一切の請求をする  
ことができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を市に  
対し請求するときは、工事請負代金請求書を当該工事の施工担当部署  
に提出するものとする。

## 9 契約変更の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の  
契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された  
場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提

出するものとする。

- (2) 債権譲渡人および債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（様式第 4 号）を作成の上、債権譲受人は、契約管財課へ提出するものとする。

#### 10 契約解除の場合の取扱い

- (1) 契約書第 4 5 条から第 4 8 条までの規定に基づき、請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第 4 8 条第 1 項の既済部分の検査に合格し、引き渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、既に支払いをした前払金、部分払金および請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

なお、債権譲渡人および債権譲受人は、当該請負契約に基づき市が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申し立てをすることはできない。

- (2) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等又はその他の理由により契約解除された場合は、当該工事の施工担当部署は、前号により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。
- (3) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（様式第 5 号）を作成の上、契約管財課へ提出するものとする。

この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

#### 11 その他様式類等

融資制度を実施するに当たって必要な組合等における様式類等で市の定めのないもの（組合等の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等）は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく組合等における取扱いについては、当該組合等が、当該組合等の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めることとする。

## 12 融資制度の適用期限

この「地域建設業経営強化融資制度にかかる債権譲渡の承諾にかかる事務手続等について」は、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。